年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 12 件

静岡国民年金 事案 1318

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年3月まで

私は、昭和48年3月頃、自身で市役所へ赴き加入手続を行った。その際、窓口で現在所持している年金手帳の交付を受けた。保険料は、母親が、自宅に毎月訪れていた老人会の人に母親自身の分と一緒に納付した。母親は、老人会の人が集金の際に持参してきた国民年金保険料納入控に書かれた「47年5月分から集金して下さい。」との指示どおりに納付したと記憶している。申立期間について、母親の保険料は納付されているため、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされている のは申立期間のみであり、かつ11か月と短期間である。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金制度 発足当初から60歳に到達するまでの間の国民年金加入期間において、保険料 の未納は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳は、昭和48年3月5日に発行されており、申立人の国民年金加入手続は、同年同月同日に行ったとされる住民 異動届と同時に行われたものと推定できるところ、申立人が所持する「国民 年金保険料納入控」には「47年5月分から集金して下さい。」との記載も認められることから、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった と考えられ、申立人の母親が、現年度保険料を取り扱っていた集金人に申立 期間の保険料を納付したと述べていることとの矛盾も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1319

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 37 年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

私は、昭和36年3月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は 自宅に来る集金人に父親が納付していたことを覚えている。その頃、国民 年金手帳の交付を受けておらず、現在所持する手帳も資格取得日は38年5 月と記載されているが、それ以前に納付していた記憶があるので、申立期 間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、昭和38年5月に国民年金被保険者資格を取得したとされており、同資格に係る国民年金手帳記号番号は同年8月に払い出されているが、これ以外に、35年11月にも兄と連番で別の同記号番号が払い出されており、当該同記号番号に係る払出簿の記載から、申立人は国民年金法第7条第2項第1号該当者(被用者年金の被保険者)として、同記号番号に係る被保険者資格が取り消されたことがうかがえるものの、申立期間当時、申立人が被用者年金の被保険者資格を有していたことを示す記録は見当たらないことから、同取消処理が行われた理由は不明であり、申立期間が未加入とされることは不自然である上、同取消処理が行われた時期も不明である。

また、申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の父親は、申立人の母親と共に5年年金に加入し、保険料もすべて納付済みであることから、申立人家族の国民年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人と同居しており、申立人と連番で国民年金 手帳記号番号が払い出されている申立人の兄も、申立期間に係る保険料は納 付済みであることから、申立人の申立期間の保険料についても納付されてい たとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から41年12月まで

② 昭和44年10月から45年3月まで

③ 昭和48年1月から同年3月まで

申立期間①について、昭和 42 年 1 月に夫婦で婚姻届提出のため市役所に 出向いた際、婚姻を契機に年金にもきちんと加入しようと思い、その足で 国民年金の窓口に出向き加入手続を行った。20 歳まで遡って保険料を納付 するように言われたが、保険料額が大きくて所持金では納付できなかった ため、結婚祝い金を持って翌日出直し、夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間②及び③について、保険料は納付書が届くと必ず定期的に納付しており、これら期間だけを納付しないことは考えられない。

申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月、夫婦一緒に市役所へ婚姻届を提出しに行った際、 国民年金の窓口にも立ち寄り、夫婦共に国民年金の加入手続を行い、翌日、 二人共20歳まで遡って国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申 立人は、前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の状況から同年同月頃に加 入手続を行ったものとみられるが、この時点で、申立期間①のうち39年9月 以前に係る保険料は、既に時効のため納付することができない上、申立人は 42年1月21日付けで強制加入とされており、これより前に遡って被保険者 資格を取得しておらず、申立期間①は未加入期間となるため、遡って保険料 を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の夫は、前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の状況から、

申立人よりも遅れて昭和 42 年 12 月頃に加入手続を行ったとみられることから、夫婦同時に加入手続及び遡っての保険料の納付を行ったとする申立人の主張とは相違する。

さらに、申立期間①当時居住していた市の国民年金被保険者名簿でも申立期間①は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、申立人は、加入手続後の長期にわたる国民年金加入期間においては、これら申立期間を除き、保険料の未納は無い上、これら申立期間は合わせても9か月と短期間である。

また、申立人は、昭和59年度から平成2年度までは保険料を前納しており、加入手続後の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間②及び③当時、特に保険料の納付が滞る事情も見当たらず、申立期間②及び③前後の期間が納付済みであるのに、申立期間②及び③の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和44年10月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの 期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年12月まで

② 昭和44年10月から45年3月まで

③ 昭和48年1月から同年3月まで

申立期間①について、昭和 42 年 1 月に夫婦で婚姻届提出のため市役所に 出向いた際、婚姻を契機に年金にもきちんと加入しようと思い、その足で 国民年金の窓口に出向き加入手続を行った。20 歳まで遡って保険料を納付 するように言われたが、保険料額が大きくて所持金では納付できなかった ため、結婚祝い金を持って翌日出直し、夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間②及び③について、保険料は納付書が届くと必ず妻が定期的に 納付しており、これら期間だけを納付しないことは考えられない。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年1月頃、夫婦一緒に市役所へ婚姻届を提出しに行った際、国民年金の窓口にも立ち寄り、夫婦共に国民年金の加入手続を行い、翌日、二人共20歳まで遡って国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人夫婦それぞれの前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の状況から、申立人の妻は42年1月頃に加入手続を行ったとみられるのに対し、申立人は同年12月頃に加入手続を行い、20歳到達時まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものとみられることから、夫婦同時に加入手続を行ったとする申立人の主張とは相違する。

また、上記加入手続の時期を基準とすると、申立期間①の大半(昭和40年9月まで)が既に時効のため、保険料を納付することはできなかった上、申

立人は確かに加入手続後の 43 年 3 月 29 日にその時点で時効到達前であった 41 年 1 月から 42 年 3 月までの保険料を遡って納付したことが、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿から確認できるものの、この時点で、申立 期間①の保険料は既に時効のため納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①当時居住していた市の国民年金被保険者名簿でも申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬も見当たらない。一方、申立期間②及び③については、申立人は、加入手続後の長期にわたる国民年金加入期間において、これら申立期間を除き、保険料の未納は無い上、これら申立期間は合わせても9か月と短期間である。

また、申立人は、昭和59年度から平成2年度までは保険料を前納しており、加入手続後の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間②及び③当時、特に保険料の納付が滞る事情も見当たらず、申立期間②及び③前後の期間が納付済みであるのに、申立期間②及び③の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和37年5月31日から同年8月1日までの期間について、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船舶所有者、B船舶における資格取得日に係る記録を同年5月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行 したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月18日から同年8月1日まで

(A船舶所有者、B船舶)

② 昭和41年8月20日から同年9月1日まで

(A船舶所有者、B船舶)

③ 昭和43年6月14日から同年8月28日まで

(C船舶所有者、D船舶)

年金事務所に、船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、 ②及び③の船員保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得たが、申立 期間①、②及び③に船員として勤務していたことは船員手帳で明らかなため、 申立期間①、②及び③を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和37年5月31日から同年8月1日までの期間について、申立人が所持する船員手帳により、A船舶所有者、B船舶において昭和37年5月31日に雇入れの記録が確認できる。

また、A船舶所有者の息子は、申立人の船員手帳に記載されている雇入れの期間について、A船舶所有者、B船舶に所属していたことは間違いないと回答している。

さらに、申立期間①当時、A船舶所有者、B船舶に乗船していた複数の同僚

は、申立人が申立期間①のうち、昭和37年5月31日から同年8月1日までの期間に船員として勤務していたことを記憶しており、そのうち一人の同僚は、

「当該期間において、申立人と一緒に漁をしていたと思う。船員手帳の雇入れの期間に船員保険の加入記録が無いのはおかしい。」と証言している上、これら複数の同僚は、いずれも当該期間において船員保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 37 年 5 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間において、A船舶所有者、B船舶に継続して勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 37 年8月のオンライン記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A船舶所有者の息子は、A船舶所有者、B船舶の漁労部門は閉鎖しており、申立期間当時の船員保険の届出、保険料納付について確認できる資料が無いため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和37年2月18日から同年5月31日までの期間について、申立人が提出した船員手帳により、A船舶所有者、B船舶において同年2月17日に雇止めの記録が確認できる。

また、A船舶所有者の息子は、「当該期間は、雇止め下船しているため資格 喪失期間中である。」と回答している。

申立期間②について、申立人が提出した船員手帳により、A船舶所有者、B船舶で昭和41年8月23日に雇止めの記録が確認できる。

また、A船舶所有者の息子は、「当該期間は、下船して他の会社の船に乗船 していたため資格喪失期間中である。」と回答している。

さらに、A船舶所有者の元同僚から、申立期間②にA船舶所有者、B船舶に 乗船していたとする証言を得ることはできない。

申立期間③について、申立人が提出した船員手帳により、C船舶所有者、D船舶で昭和 43 年 6 月 27 日に雇止め、同年 8 月 28 日に雇入れの記録が確認できる。

また、申立人は申立期間③について、ドックで作業していたと主張している ところ、C船舶所有者の陸上部門の勤務者に係る厚生年金保険の記録が確認で きる健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、昭和43年4月5日から51 年1月1日までに資格を取得した被保険者の氏名を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間③に作業したと記憶する新造船舶について、不動産登記簿を調査したが、申立期間③において申立人が記憶する新造船舶を確認できなかった。

加えて、C船舶所有者の申立期間③当時の事業主の妻及びC船舶所有者の元船長は、申立人が記憶する船舶の新造時期は申立期間③より後であると回答している。

このほか、申立期間①のうち、昭和37年2月18日から同年5月31日までの期間、申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和37年2月18日から同年5月31日までの期間、申立期間②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業 所における資格取得日に係る記録を昭和 27 年 11 月 20 日に訂正し、当該期間 の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C支店 における資格取得日に係る記録を昭和29年3月21日に訂正し、当該期間の標 準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月20日から28年3月1日まで

(A事業所B営業所)

② 昭和29年3月21日から同年4月21日まで

(A事業所C支店)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間は転勤した際にできた空白期間であり、入社して以来、申立期間も継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する元上司及び複数の元同僚の証言並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA事業所B営業所に継続して勤務し(A事業所D工場から同事業所B営業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料等は無いものの、申立

人は、「E区にあったA事業所B営業所へは、昭和27年11月20日に異動し、 F区にあった自宅から通勤していた。」と具体的に記憶しており、その主張に 不自然さは無いことから、昭和27年11月20日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B営業所における昭和 28 年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる 関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②ついて、申立人が記憶する元上司及び複数の元同僚の証言並びに 雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA事業所C支店に継続して 勤務し(A事業所B営業所から同事業所C支店に異動)、当該期間に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料は無いものの、i) 申立人は、「昭和 29 年 3 月 21 日にA事業所C支店へ異動した。」としていること、ii) オンライン記録から、昭和 29 年 4 月 21 日にA事業所C支店へ異動していることが確認できる元同僚は、「申立人は、自分がA事業所C支店に転勤してきたときには既に働いていた。」と証言していることから、同年 3 月 21日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所C支店における昭和 29 年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡国民年金 事案 1322

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年9月から 44 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から44年3月まで

私は、昭和 44 年に現住所地に移った時、市役所で「昭和4年生まれの人は 24 年間、国民年金保険料を納付すれば 65 歳から年金の最高額を受け取ることができるので、ぜひ追加分を納付することをお勧めします。」と言われたため、将来のことを考え、1万円を追加で納付した。当時としては大金だったのでよく覚えている。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、i)申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったこと、ii) 申立人は、その夫の死亡により遺族厚生年金の受給権者となっていたことから、制度上、任意加入対象期間である。

また、申立人が昭和 44 年4月1日付けで国民年金に任意加入したことに伴い払い出された国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、制度上、任意加入対象期間となる申立期間については、遡って被保険者資格を取得することができないため、遡って保険料を納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を町内の婦人会の集金人に納付した と述べているが、同集金人は現年度保険料のみ取り扱っており、過年度扱い となる申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1323

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年9月まで

私は、国民年金の加入手続及び保険料納付を自分で行った。保険料は当初、区役所の出張所で現金納付したが、その後は銀行窓口で納付した。保険料は欠かさず納付し続けてきたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その夫が厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、国民年金への加入は任意であり、国民年金加入手続を行った時から国民年金被保険者資格を取得することとなるところ、申立人の国民年金被保険者資格取得日(加入手続日)は、オンライン記録上、昭和50年10月2日とされ、申立期間が未納期間とされているが、申立人が所持する年金手帳及び市の被保険者名簿では、1年後の51年10月2日に被保険者資格を取得した(加入手続を行った)こととされており、申立期間は未加入期間とされている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 10 月に払い出されており、これ以外に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人の同記号番号の前後の被保険者の資格取得日等からみても、申立人は同年同月に加入手続を行ったものと推認でき、上記年金手帳及び市の被保険者名簿において、申立人が同年同月 2 日に被保険者資格を取得したとされていることとの矛盾も無い。このことから、申立人の被保険者資格取得日が誤って50 年 10 月 2 日とされたことにより、本来、未加入期間であった申立期間が未納期間とされたと考えるのが自然である。

さらに、上記誤りにより申立人に対して申立期間に係る過年度納付書が発

行されたことはうかがえず、申立人自身も、催告状を受け取った記憶や保険 料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は加入手続を行った時期についての記憶も曖昧であり、申立期間当時、被保険者資格を有していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記等) は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせ る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月4日から同年8月8日まで

(A事業所又はB事業所)

② 昭和33年4月1日から同年9月10日まで

(B事業所又はC事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。転職はしたが、A事業所在職中にD免許を取得し、E会の紹介で、空白期間無く勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「自分はF職ではないが、A事業所で、申立人と一緒にG職の仕事をしていたことを覚えている。」と証言している。

しかし、前述の同僚は、「申立人が、いつまで勤務していたかは分からない。」と述べており、申立期間①において、申立人がA事業所に勤務していたことについて証言を得ることはできなかった。

また、申立期間①当時、A事業所で総務を担当していた者は、「A事業所では、 J職の有資格者を雇用していたが、申立人のことは覚えていない。」と回答している。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の資料は無く、当時の事業主とは連絡が取れないことから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

申立期間①及び②について、B事業所において厚生年金保険の被保険者記録が

確認できる複数の同僚が、申立期間当時、当該事業所でF職として勤務していた と記憶している者に照会したところ、「申立人が勤務していたことは覚えている が、申立人の勤務期間及び申立人がF職の免許を持っていたかどうかは分からな い。」と述べている。

また、H事業所(B事業所が名称変更)の人事担当者は、「申立期間①及び②当時のB事業所における厚生年金保険の取扱いについては分からない。申立期間①及び②当時の厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無い。」と述べており、申立期間①及び②当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況等について確認できる証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、C事業所において申立人がF職として記憶する同僚は死亡しており、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚及びF職として勤務していたとする者は、申立人のことを記憶しておらず、申立期間②において、申立人がC事業所に勤務していたことについて証言を得ることはできなかった。

また、申立期間②当時、C事業所で現場管理を担当していた者は、「C事業所ではJ職を常に2名雇用していた。申立期間当時、申立人とは別のF職の名前を覚えているが、申立人の名前は覚えていない。」と述べている。

さらに、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の資料は無く、当時の事業主とは連絡が取れないことから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

なお、申立人のK免許取得年月日について、I局に照会したところ、「申立人のD免許取得年月日は、昭和 36 年 12 月 22 日である。」と回答していることから、申立人は、申立期間①及び②後にD免許を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年10月1日まで

昭和 41 年4月1日のA事業所入所時における標準報酬月額は4万 8,000 円であったが、同年10月1日より3万3,000円に減額されている。

A事業所において、給与は下がった記憶は無いので、正しい標準報酬月額に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 41 年4月1日の資格取得時に4万8,000円であったにもかかわらず、その6か月後の同年10月1日の定時決定においては、3万3,000円に減額されており、給与は下がった記憶はないので、標準報酬月額が下がるはずはなく、社会保険事務所(当時)の事務誤りではないかとして申し立てている。

しかし、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、 申立期間の標準報酬月額を確認したところ、オンライン記録と一致しており、当 該標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見られない。

また、申立期間当時の経理担当者は、「申立人のような職種の者は残業の量によって給与が左右されていた。」と回答しているところ、申立人と同様の職種であった同僚は、「残業の量や業務によって手当がつくため、毎月の給与は変動があった。」と述べている。

さらに、A事業所の継承事業所であるB事業所の事務担当者は、「B事業所では、資格取得時において、基本給に、残業 20 時間分の残業手当及び各種手当等を加算した額を報酬月額として届出を行っており、その後、実際の報酬が少なければ、訂正届を提出している。したがって、申立期間当時、A事業所における申

立人の報酬額は4月に見込んだ額より定時決定の算定対象月である5月、6月及び7月の額が少なくなり、10月の標準報酬月額が減少したのではないか。」と述べている。

加えて、B事業所では、「申立人の給与や標準報酬月額に係る資料は無い。」 と回答している。

なお、申立人が同僚として挙げた者のうち、申立人と同日に資格取得している者は、オンライン記録によれば昭和 41 年 10 月 1 日の定時決定において標準報酬月額が減額していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人は平成6年5月30日にA事業所を離職していることが確認できるところ、オンライン記録によれば、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は当該離職日の翌日である同年5月31日と確認できる。

また、「自分と同じ日にA事業所を退職した。」と申立人が記憶している同僚の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は申立人の記録と同一であることが確認できるところ、当該同僚は「自分と申立人の退職日を記憶していない。」と回答しており、申立期間における申立人のA事業所での在籍を確認することはできなかった。

さらに、申立人が提出した平成6年5月分の給与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、A事業所に照会したところ、「当事業所の厚生年金保険料の控除は翌月のため、申立人が提出した給与支払明細書で控除されている厚生年金保険料は平成6年4月分のものである。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認できる資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から34年8月19日まで

② 昭和35年5月1日から同年12月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間① 及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所には、昭和 31 年 4 月頃から 35 年 12 月頃まで継続して勤務していたので、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以降の、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所には、昭和 31 年4月頃に入社した。」と主張している。

しかし、申立人が記憶する複数の元同僚は、オンライン記録によると、A事業所において昭和 33 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、「申立人は、自分たちより、後に入社したと思うが、入社の日は覚えていない。」と供述しており、申立人が申立期間①に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

また、年金事務所が管理する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、 申立人に係るA事業所における厚生年金保険の資格取得年月日が「34・8・19」 と記録されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「昭和 34 年*月に職場の同僚と結婚した後も勤務を継続し、35 年 12 月頃に退職した。」と主張している。

しかし、戸籍謄本による申立人の婚姻年月は昭和 35 年*月と記録されており、 A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は旧姓で、34 年 8月 19 日に被保険者資格を取得し、35 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した記 録が確認できる。

また、上述の元同僚は、「申立人がA事業所を退職した時期や、結婚後も勤務を続けていたかどうかは覚えていない。」と述べており、申立人が申立期間②に申立事業所で勤務していたとする証言が得られない。

さらに、B社(A事業所の本社)は解散しており、A事業所における当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る申立期間①及び②における厚生年金保険の適用状況について証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月頃から25年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、 申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等は無いが、終戦後の年末頃からA事業所には勤務していたので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録により、申立人のA事業所での雇用保険の資格取得日は申立期間中の昭和23年3月1日であることが確認できる。

また、申立人が記憶していた申立期間当時の同僚及び申立期間中に被保険者記録のある者に照会したところ、連絡の取れた者の証言からは、申立人のA事業所における勤務時期について特定することができなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して 昭和 25 年2月1日にA事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出され ていることが確認できる。

加えて、A事業所の元事業主は、既に亡くなっており、申立人が申立期間当時の社会保険事務担当者として記憶していた者とは連絡が取れないことから、当該事業所に照会したところ、「当時の資料は無く、当時の状況を分かる者もいない。」と回答しており、申立人の申立期間の勤務状況、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除を確認できる証言及び関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月頃から23年3月頃まで

(A事業所)

② 昭和23年4月頃から24年4月1日まで

(B事業所)

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間①及び②について、勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の詳細かつ具体的な申立内容から、勤務した期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、申立期間①当時の資料を保管していないことから、申立 人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A事業所の申立期間①当時のC職についても、A事業所に係る健康保険 労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記 録を確認することができない。

申立期間②について、駐留軍のB事業所に勤務したとしているところ、オンライン記録において、類似の名称の事業所を含め事業所検索をしたが、適用事業所を確認することはできなかった。

また、申立人が所属していたとするB事業所などの駐留軍施設に勤務する日本 人従業員については、国がその労務管理に当たっていたが、昭和23年から24年 にかけて駐留軍施設が所在する都道府県に「渉外労務管理事務所」を設立し、そ れ以降は国の機関委任事務として駐留軍施設従業員の労務管理業務を行っていた。 さらに、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号・厚生省保険局長通知)により、各地の渉外労務管理事務所は昭和 24 年 4 月 1 日以降、社会保険制度の適用事業所となったことが確認できる。

なお、B事業所の労務管理関係書類を引き継いでいるD省E局F事務所に、申立人の申立期間②当時における厚生年金保険の適用を照会したところ、昭和 24 年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月18日まで

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退 手当金が支給されたことを示す表示が記されているとともに、支給日や支給金額 に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、支給額に計算 上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給され たことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月3日から33年9月29日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退 手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退 手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱 退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱 退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自 然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から34年4月5日まで

年金事務所に、厚生年金保険の加入について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務 していたことはうかがわれる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は昭和32年9月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該事業所で被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人が記憶する同僚の中には、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録を確認できない者が複数見られる上、上述の被保険者名簿から確認できる被保険者の人数は、複数の元従業員が証言しているA事業所の従業員数よりも少ないことから、A事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立 期間当時の事業主も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用、保険 料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年11月まで

(A事業所)

② 昭和50年10月から51年4月1日まで

(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、 申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①及び②において、健康保険証を所持し、医療機関において受診していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から申立人がA事業所に勤務していたことは うかがわれる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①よりも後の昭和49年3月14日であることが確認できる。

また、「申立期間①当時、A事業所に勤務していた。」、「入社した当時は、 社会保険は無く、途中から加入した。」と述べている複数の者について、オンラ イン記録によれば、申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、 A事業所が適用事業所となった昭和 49 年 3 月 14 日に当該事業所で厚生年金保険 に加入していることが確認できる。

申立期間②について、申立人の申立期間②におけるB事業所に係る詳細な記憶から、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、オンライン記録によれば、B事業所は、平成 12 年 1 月 26 日に厚生年

金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所の元事業主は、「申立人についての記憶が無く、厚生年金保険の適用、保険料控除に係る資料は残されていない。また、社会保険の加入手続等については、社会保険労務士の資格を有していた事務担当者に一任していた。」と回答している。

また、B事業所の元事務担当者は、「B事業所では、厚生年金保険に加入させる場合には、健康保険、厚生年金保険、雇用保険はセットで加入させていた。また、数か月間の試用期間を設けた後、加入させることがあった。厚生年金保険未加入の者の給与から、保険料を控除することは無い。」と証言しているところ、申立人はB事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日の昭和51年4月1日に当該事業所で雇用保険に加入しており、申立期間②の雇用保険の加入記録は確認できない。

なお、申立人は、申立期間①及び②において、政府管掌健康保険の保険証を使って、医療機関に受診したと主張するが、申立人は受診した医療機関名等を記憶しておらず、当該医療機関の特定ができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年8月31日まで

② 昭和21年9月6日から22年2月1日まで

③ 昭和22年12月1日から24年2月10日まで

④ 昭和24年9月1日から34年11月1日まで

私はA事業所を退職後、郵送で 5,000 円の脱退手当金を受け取った記憶はあるが、オンライン記録では、2万円以上の脱退手当金を受け取ったことになっている。私が受け取った脱退手当金の金額は、5,000 円であるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年2月12日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「A事業所を退職後、脱退手当金の請求手続を会社に頼み、5,000 円の脱退手当金を郵送で受け取った。」と述べており、脱退手当金の受給を認めているが、当時、脱退手当金の支払いについては、脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)の窓口若しくは銀行又は郵便局で受給するものとされており、郵送で受給することは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、A事業所を退職後、昭和46年4月まで厚生年金保険の加入歴が無

い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月8日から同年4月1日まで

(A事業所)

② 平成4年4月13日から同年5月13日まで

(B事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。厚生年金保険料の控除額及び入退社の日付が記載してある自分の日記のメモを提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、給与明細書は無いが、自分の所持している日記のメモからA事業所で平成3年3月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるため、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間であることは明らかであると主張している。

しかし、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認 通知書の資格喪失年月日欄に、平成3年3月8日と記載されており、社会保険事 務所(当時)の同年同月12日の受付印及び備考欄に「健康保険証添付有」との確認もできることから、事業主は、同年同月12日に被保険者資格の喪失の届出を、健康保険証を添付して行ったことがうかがわれる。

また、A事業所は「資格喪失届の日付は間違いありません。保険証を添付の上、 提出してあるので、本人も承知の上だと思います。」と回答している。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、申立人のA事業所における離職日は平

成3年3月7日であり、この記録は申立人のオンライン記録と一致している。

加えて、申立人の所持する日記のメモにおけるA事業所の退社日は、平成3年3月12日と記載されている。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺 事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、給与明細書は無いが、自分の所持している日記のメモからB事業所で平成4年4月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるため、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間であることは明らかであると主張している。

しかし、i) B事業所が提出した従業者名簿から、申立人が当該事業所の従業員となった日は平成4年5月13日であること、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は平成4年5月13日であることが確認できる。

また、B事業所は、「申立人は平成4年5月13日より前は勤務しておらず、同年4月は勤務していないため、同年4月の保険料の控除はしていません。」と回答している。

さらに、申立人のB事業所での雇用保険の記録は、申立人の厚生年金保険のオンライン記録と一致しており、申立期間における記録は確認できない。

加えて、申立人の所持する日記のメモにおけるB事業所の入社日及び退社日は、 オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②においてA事業所及びB事 業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者 期間であったと認めることはできない。